

# オバマ政権の大統領行政府とホワイトハウスの機構 —アメリカにおける行政機関の再編—

海外立法情報課 廣瀬 淳子

## 【目次】

はじめに

### I アメリカにおける行政機関の再編法

- 1 法律による再編
- 2 既存省庁の内部組織の再編

### II 大統領行政府の再編

- 1 大統領行政府の組織
- 2 オバマ政権で新設された組織

### III ホワイトハウスの職員等に関する規定

おわりに

翻訳：ホワイトハウスの職員等に関する法規定（抄）

ホワイトハウス医療改革室設置 大統領令第  
13507号

ホワイトハウス都市問題室設置 大統領令第  
13503号

## はじめに

アメリカでは大統領行政府（Executive Office of the President）やホワイトハウスの機構の再編が、頻繁かつ柔軟に行われている。特にホワイトハウスの組織については、新政権の発足後比較的早い時期に、大統領の優先する政策課題に対応して、大統領令により新たな組織が設置される場合が多い。

本稿では、アメリカにおける行政機関の再編方法を概観した上でオバマ政権における大統領行政府とホワイトハウスの組織を紹介し、併せて、ホワイトハウスの職員等に関する規定及びオバマ政権で新設された組織に関する大統領令

を訳出する。

### I アメリカにおける行政機関の再編法

#### 1 法律による再編

アメリカにおいて連邦政府の行政府の機関の新たな設置や再編は、原則として連邦議会の制定する法律によりその機構や職務等が定められる。

行政府の再編については、第一次世界大戦による非常事態に対応するため、1918年に省庁再編法（いわゆる **Overman Act of 1918**）<sup>(1)</sup>により大統領に再編権限を与えた。同法は大戦が終結して失効した。

1932年には、経済法<sup>(2)</sup>により、政府の効率性を高めて支出を削減する目的で、大統領が行政府の組織の再編を大統領令によって提案する権限が法定された。大統領令が発せられてから60日以内に、連邦議会のいずれかの議院が大統領令に不同意の決議を可決しない場合は、大統領令で提案された再編が有効となった。1933年経済法が1935年までの時限立法として制定され、再度再編権限が大統領に付与された。

1939年に連邦議会は再編法<sup>(3)</sup>を可決した。大統領が行政府の再編計画（**reorganization plan**）を提出し、提出後60日以内に連邦議会が、これを認めない両院一致決議（**concurrent resolution**）を可決しない限り、再編計画は有効となるというものであった。同法による大統領の再編権限は、1941年に第一次戦争権限法<sup>(4)</sup>により延長された。

(1) 40 Stat. 556

(2) 47 Stat. 399

(3) 53 Stat. 561

第二次世界大戦後では、1949年再編法<sup>(5)</sup>、1977年再編法<sup>(6)</sup>など、1984年まで繰り返し行政の再編権限を大統領に付与する法律が時限立法として成立し、大統領は再編計画によって、行政府の組織の再編を行ってきた。

1983年のいわゆるチャダ判決<sup>(7)</sup>で、両院一致決議によって連邦議会が大統領の提案を否決する立法拒否権の手続きが連邦憲法の定める立法手続きと異なっており違憲とされた。これにより、再編法の両院一致決議による否決手続きも無効とされたため、1984年に再編法改正法<sup>(8)</sup>が成立した。大統領が再編計画を連邦議会に提出した場合は、これまでの両院一致決議に代わって、成立に大統領の署名を必要とする両院合同決議（joint resolution）によって承認されなくてはならないと定められた。

レーガン、G. H. W.ブッシュ、クリントンの各大統領は、その後新たな再編権限を求めなかった。G. W.ブッシュ大統領は、2005年に大統領に広範な再編の権限を認める新たな法案<sup>(9)</sup>を提案したが、この法案は成立しなかった。G. W.ブッシュ政権下では、国土安全保障省の新設や情報機関の再編は、法律によって行われた。

再編計画による省庁再編では、大統領の再編計画提出後、連邦議会の承認手続きの期限が定められていた。また、連邦議会による修正を認めず、大統領の提案に対して賛成か反対の投票のみが行われたため、大統領にとっては迅速かつ着実に再編を実現できる手段となっていた。

再編権限は法律ごとに異なっていたが、原則として再編計画では既存の省庁の組織の再編成は可能だが、省庁の新設や廃止はできなかった。

現在では、省庁の新設は、法律によって行われているが、設置期間が3年を超えない諮問会議や委員会等の一時的な組織については、法律又は大統領令で設置することができるとされている<sup>(10)</sup>。

## 2 既存省庁の内部組織の再編

現在、省庁の設置法では、長官の組織編成権が規定されている場合が多い。または、このような規定がなくとも、各省の長官にはその省の内部組織の編成権があると解されている<sup>(11)</sup>。

例えば、2010年のメキシコ湾の深海油田からの原油流出事故を巡って、深海油田の開発許可とその規制を担当する内務省の鉱物資源管理局（MMS）の体制が大きな問題となった。特に同局が採掘料の徴収と安全規制等の双方の業務を担当しているため、職員と石油業界との癒着が見られることから、その規制機能が十分に果たせていないと批判されてきた。

サラザール内務長官は、2010年5月19日に内務長官令第3299号を発してMMSの機能を分割し、海域の開発許可、環境・安全規制、採掘料徴収の3つの局に分離する改革を実施した。一方、連邦議会では、内務長官令の内容を法制化して安全規制等を強化する内容の深海油田開発安全規制強化法案の審議が行われており、今後MMSの組織再編法案が成立すれば、法律の内

(4) 55 Stat. 838

(5) 63 Stat. 203

(6) 91 Stat. 29

(7) INS v Chadha, 462 U.S. 919 (1983).

(8) 98 Stat. 3192

(9) Government Reorganization and Program Performance Improvement Act of 2005, S. 1399.

(10) 5 U.S.C. 3161

(11) Curry L. Hagerty and Jonathan L. Ramseur, “Deepwater Horizon Oil Spill: Selected Issues for Congress,” *CRS Report for Congress*, June 18, 2010, p.32. ([http://assets.opencrs.com/rpts/R41262\\_20100618.pdf](http://assets.opencrs.com/rpts/R41262_20100618.pdf))  
以後、インターネット情報はすべて2010年11月10日現在である。

容が内務長官令に優先する。

の政権でもみられることである。

## Ⅱ 大統領行政府の再編

### 1 大統領行政府の組織

ホワイトハウスなどの大統領行政府の組織の新設や再編についても、行政機関の組織の新設や再編と同様の規定に従う。1939年にフランクリン・ルーズベルト大統領は、1939年再編法に基づく再編計画第1号と大統領令第8248号(1939年9月8日)によって、初めて大統領行政府を設置した<sup>12)</sup>。以後、大統領行政府には、法律、大統領令、再編計画によって多くの組織の新設や改廃が行われてきた<sup>13)</sup>。

現在大統領行政府に設置されている組織の設置根拠法と機能の概要を表1に示した。また、ホワイトハウスの主要組織は、表2のとおりである。

大統領行政府の歳出予算は、金融サービス・政府一般歳出予算法、商務・司法・科学歳出予算法、内務・環境歳出予算法の3つの法律に分けて計上されている<sup>14)</sup>。職員数と予算額は表3のとおりである。

### 2 オバマ政権で新設された組織

オバマ政権においては、大統領行政府の大枠の改編は行われていないが、ホワイトハウスの組織については、大統領令によって医療改革室と都市問題室が設置された。大統領がその優先政策課題を実現するために、大統領令によってホワイトハウスに新組織を設置することは、ど

#### (1) ホワイトハウス医療改革室

オバマ大統領の最優先国内政策課題であった医療保険改革を推進するために、2009年4月8日付けの大統領令第13507号で、ホワイトハウスに医療改革室(White House Office of Health Reform)を設置した。その主要な機能は、医療改革推進に関係する機関に対して省庁横断的な指導力を発揮することや、政策的な調整を行うこと等である。また、州政府などの地方政府とも連携して改革を推進するとしている。室長には、クリントン政権で医療保険改革を担当したナンシー・アン・デパレ(Nancy-Anne DeParle)が指名された。厚生省にも、医療改革室を設け、ホワイトハウスの同室と連携して改革を推進するとしている。同大統領令は、室長が求めた場合は他の各省にも医療改革担当の連絡員を置くよう求めている。また、省庁は、求めに応じて、同室に情報や援助等を提供しなくてはならないとしている。

#### (2) ホワイトハウス都市問題室

都市問題室(White House Office of Urban Affairs)は、大統領令第13503号(2010年2月19日)により設置された。主要な機能は、都市問題に関する省庁間の政策調整であり、州などの地方政府や民間組織、非営利セクター等とも協働して包括的な都市政策策定のための助言等を行うことである。

同室に対しても、各省庁が情報提供や援助な

<sup>12)</sup> 詳細については、廣瀬淳子「アメリカの大統領行政府と大統領補佐官」『レファレンス』676号, 2007. 5, pp.46-47. <[http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200705\\_676/067603.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200705_676/067603.pdf)> 参照。

<sup>13)</sup> 過去に設置された大統領行政府の組織の変遷について、詳細は、Harold C. Relyea, "The Executive Office of the President: An Historical Overview," *CRS Report for Congress*, November 26, 2008. <[http://assets.opencrs.com/rpts/98-606\\_20081126.pdf](http://assets.opencrs.com/rpts/98-606_20081126.pdf)> 参照。

<sup>14)</sup> 大統領行政府の予算額の詳細については、Executive Office of the President, *Fiscal Year 2011 Congressional Budget Submission*, February 1, 2010. <<http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/2011-eop-budget.pdf>> 参照。

どの協力をしなくてはならないことが大統領令で定められている。

### Ⅲ ホワイトハウスの職員等に関する規定

大統領を補佐する大統領補佐官や大統領顧問等のホワイトハウス等の職員については、給与と員数等に関する制限が法定されている。

大統領は、行政府の各省の副長官級の給与を超えない給与の者及び次官級の給与を超えない者にあつては各25人を上限とするなど、合衆国法典第3編第105条に定める給与及び員数の上限の範囲内で、大統領補佐官等のホワイトハウスの上級職員を任命することができる。職務の内容は、大統領が定める。

大統領にはあらかじめ予測することのできない必要に応じて臨時に専門家を雇用したりするために、毎会計年度100万ドルの予算が認められる<sup>(15)</sup>。

連邦政府の各省庁の長は、その職員をホワイトハウス事務局等に出向させることができる<sup>(16)</sup>。

大統領はホワイトハウス事務局の職員及び省庁等からの出向者について、その氏名、役職、給与等の報告書を毎年7月1日に連邦議会上院の国土安全保障・政府問題委員会と、下院の行政監視・政府改革委員会に提出しなくてはならないことが定められている<sup>(17)</sup>。

### おわりに

大統領行政府やホワイトハウスの機構を巡っては、これまでその組織の肥大化、行政府の省庁等の組織との役割分担が不明確な点や重複が

指摘されてきた。ホワイトハウスのスタッフの中でも特に大統領補佐官については、実質的に各省長官に匹敵する権限を持ちながら、その説明責任等が明確にされていないことから多くの課題が指摘されている<sup>(18)</sup>。

ホワイトハウスの機構については、大統領がその優先政策課題を実現するために大統領令によって就任後速やかに新組織を設置できる点や、スタッフ等についても基本的に給与と員数の上限の範囲内で自由に雇用できる点等、比較的自由度の高い制度となっている点が特徴といえる。

### 参考文献

- ・ Michael Nelson, ed., *Guide to the Presidency*, 4th ed., Washington D.C.: CQ Press, 2008.
- ・ Harold C. Relyea, “Executive Branch Reorganization and Management Initiatives: A Brief Overview,” *CRS Report for Congress*, November 26, 2008. [〈http://www.fas.org/sgp/crs/misc/RL33441.pdf〉](http://www.fas.org/sgp/crs/misc/RL33441.pdf)
- ・ Bradley H. Patterson. *To serve the President: continuity and innovation in the White House staff*, Washington D.C.: Brookings Institution Press, 2008.
- ・ Barbara L. Schwemle et al., “The Debate Over Selected Presidential Assistants and Advisors: Appointment, Accountability, and Congressional Oversight,” *CRS Report for Congress*, October 9, 2009. [〈http://fpc.state.gov/documents/organization/132252.pdf〉](http://fpc.state.gov/documents/organization/132252.pdf)

(ひろせ じゅんこ)

<sup>(15)</sup> 3 U.S.C. §108

<sup>(16)</sup> 3 U.S.C. §112

<sup>(17)</sup> 3 U.S.C. §113 note. オバマ政権のホワイトハウスの職員に関する人事報告書は、ホワイトハウスのホームページに氏名、役職、給与が掲載されている。“2010 Annual Report to Congress on White House Staff.” [〈http://www.whitehouse.gov/briefing-room/disclosures/annual-records/2010〉](http://www.whitehouse.gov/briefing-room/disclosures/annual-records/2010)

<sup>(18)</sup> 廣瀬, *op.cit.* (12), pp.54-58.

表 1 大統領行政府の主要な組織

| 組織名                                                                                                                                          | 設置年            | 設置根拠法等                                                      | 主な機能                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| ホワイトハウス事務局<br>White House Office                                                                                                             | 1939           | 1939年再編計画第 1 号<br>大統領令第8248号（1939年 9 月 8 日）                 | 大統領の職務の直接的な補佐                   |
| 経済諮問会議<br>Council of Economic Advisers                                                                                                       | 1946           | 1946年雇用法<br>60 Stat. 24<br>1953年再編計画第 9 号                   | 経済の分析や評価、大統領への経済政策の諮問           |
| 国家安全保障会議<br>National Security Council                                                                                                        | 1949           | 1947年国家安全保障法<br>61 Stat. 496<br>1949年再編計画第 4 号              | 国家安全保障に関する国内、外交、軍事政策の統合と大統領への助言 |
| 環境諮問会議<br>Council on Environmental Quality                                                                                                   | 1970           | 1969年国家環境政策法<br>83 Stat. 854                                | 環境の質を向上させる政策の策定と大統領への勧告         |
| 環境局<br>Office of Environmental Quality                                                                                                       | 1970           | 1970年環境改善法<br>84 Stat. 114                                  | 環境諮問会議への専門的及び事務的な補佐             |
| 行政管理予算局<br>Office of Management and Budget<br>(前身は予算局Bureau of Budget)                                                                       | 1970<br>(1939) | 1970年再編計画第 2 号<br>局長については88 Stat. 11<br>(1939年再編計画第 1 号)    | 行政府の予算管理、行政管理、政策調整、行政評価等        |
| 米国通商代表部<br>Office of the United States Trade Representative<br>(前身は通商交渉特別代表局<br>Office of the Special Representative for Trade Negotiations) | 1974<br>(1963) | 1974年通商法<br>88 Stat. 1978<br>(大統領令第11075号（1963年 1 月15日）)    | 通商政策の策定等に関する大統領への助言等            |
| 科学技術政策局<br>Office of Science and Technology Policy                                                                                           | 1976           | 1976年大統領科学技術諮問組織法<br>90 Stat. 463                           | 科学技術政策に関する大統領への助言等              |
| 総務局<br>Office of Administration                                                                                                              | 1977           | 大統領令第12028号（1977年 12月12日）                                   | 大統領行政府の各組織に総務的なサービスを提供          |
| 国家薬物取締政策局<br>Office of National Drug Control Policy                                                                                          | 1989           | 1988年国家麻薬対策リーダーシップ法<br>102 Stat. 4181                       | 麻薬対策に関する政策調整等                   |
| 国土安全保障会議<br>Homeland Security Council                                                                                                        | 2001           | 大統領令第13228（2001年10 月 8 日）<br>2002年国土安全保障法<br>116 Stat. 2135 | 国土安全保障に関する政策の策定、省庁間調整、大統領への助言等  |

出典：Office of the Federal Register, National Archives and Records Administration, *United States Government Manual*, 2009/2010; Harold C. Relyea, “The Executive Office of the President: An Historical Overview,” *CRS Report for Congress*, November 26, 2008 〈<http://www.fas.org/sgp/crs/misc/98-606.pdf>〉; “Executive Office of the President” 〈<http://www.whitehouse.gov/administration/eop>〉を基に筆者作成

表2 ホワイトハウスの主要な組織

|                   |                                                           |
|-------------------|-----------------------------------------------------------|
| 内閣問題局             | Office of Cabinet Affairs                                 |
| 首席大統領補佐官局         | Office of the Chief of Staff                              |
| コミュニケーション局        | Office of Communications                                  |
| エネルギー気候変動政策室      | Office of Energy and Climate Change Policy                |
| 大統領夫人局            | Office of the First Lady                                  |
| 立法担当局             | Office of Legislative Affairs                             |
| 管理運営局             | Office of Management and Administration                   |
| 政治問題局             | Office of Political Affairs                               |
| 大統領人事局            | Office of Presidential Personnel                          |
| 渉外政府間問題局          | Office of Public Engagement and Intergovernmental Affairs |
| 市民参加室             | Office of Public Engagement                               |
| 政府間問題室            | Office of Intergovernmental Affairs                       |
| 都市問題室             | Office of Urban Affairs                                   |
| 報道官局              | Office of the Press Secretary                             |
| 日程局               | Office of Scheduling and Advance                          |
| スタッフセクレタリー局       | Office of the Staff Secretary                             |
| ホワイトハウス法律顧問局      | Office of the White House Counsel                         |
| ホワイトハウス政策局        | Office of White House Policy                              |
| 国内政策会議            | Domestic Policy Council                                   |
| 全国エイズ政策室          | Office of National AIDS Policy                            |
| 信仰に基づく近隣パートナーシップ室 | Office of Faith-based and Neighborhood Partnerships       |
| 医療改革室             | Office of Health Reform                                   |
| 社会改革市民参加室         | Office of Social Innovation and Civic Participation       |
| 国家経済会議            | National Economic Council                                 |
| ホワイトハウス軍務局        | White House Military Office                               |

出典：「Executive Office of the President」〈<http://www.whitehouse.gov/administration/eop>〉

表3 大統領行政府の主要組織の予算と職員数

| 組織名               | 2010年度予算<br>(単位 \$ 1,000) | 2010年度予算定員<br>(フルタイム換算人数) |
|-------------------|---------------------------|---------------------------|
| ホワイトハウス           | 59,143                    | 487                       |
| 総務局               | 115,280                   | 225                       |
| 国家安全保障会議・国土安全保障会議 | 12,231                    | 81                        |
| 経済諮問会議            | 4,200                     | 35                        |
| 行政管理予算局           | 92,863                    | 528                       |
| 国家薬物取締政策局         | 29,575                    | 118                       |
| 科学技術政策局           | 7,000                     | 40                        |
| 米国通商代表部           | 47,826                    | 229                       |
| 環境諮問会議            | 3,159                     | 24                        |

出典：Executive Office of the President, *Fiscal Year 2011 Congressional Budget Submission*, February 1, 2010.  
 〈<http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/2011-eop-budget.pdf>〉

# ホワイトハウスの職員等に関する法規定（抄）

## 3 U.S.C.§105-115 Office and Compensation of President

海外立法情報課 廣瀬 淳子訳

### 【目次】

- 第105条 大統領の補佐及び大統領に対する任務
- 第106条 副大統領の補佐及び副大統領に対する任務  
（略）
- 第107条 国内政策スタッフ及び総務局の職員
- 第108条 予見し難い必要に応じた大統領の補佐
- 第109条 ホワイトハウスの大統領公邸内の公的財産  
及び大統領公邸に付属する公的財産 （略）
- 第110条 ホワイトハウスの大統領公邸の家具（略）
- 第111条 副大統領の支出手当 （略）
- 第112条 行政府の省庁の職員の出向
- 第113条 人事報告書 （略）
- 第114条 給与制限総則
- 第115条 復員軍人の優先雇用 （略）

### 合衆国法典 第3編 大統領

#### 第2章 大統領の職及び手当

#### 第105条 大統領の補佐及び大統領に対する任務

- (a)(1) この項第2号の規定に基づき、大統領は、政府機関の職員の雇用及び報酬について定める法律のその他の規定にかかわらず、ホワイトハウス事務局（White House Office）の職員を任命してその給与を定める権限を有する。当該任命された職員は、大統領の定める公務を遂行する。
- (2) 大統領は、この項第1号の規定により、

次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ定める員数及び額を超えない範囲内において当該区分の職員を任命し給与を定めすることができる。

(A) 現職の基本給で合衆国法典第5編第5313条に定める高級管理職給与表レベルⅡ<sup>(1)</sup>を超えない額の給与を受ける者

25人

(B) 現職の基本給で合衆国法典第5編第5314条に定める高級管理職給与表レベルⅢ<sup>(2)</sup>を超えない額の給与を受ける者

25人

(C) 現職の基本給で合衆国法典第5編第5332条に定める一般職給与表の18級<sup>(3)</sup>の最高額を超えない額の給与を受ける者

50人

(D) 現職の基本給で合衆国法典第5編第5332条に定める一般職給与表の16級<sup>(4)</sup>の最低額を超えない額の給与を受ける者

大統領が相当と認める員数

(b) （略）

(c) 大統領は、歳出法の定めるところにより、ホワイトハウス事務局及びホワイトハウスの大統領公邸において、合衆国法典第5編第3109(b)条<sup>(5)</sup>第1段及び第2段の規定により、同段に規定する臨時又は非常勤の専門家及びコンサルタントの役務を調達することができる。

(1) 訳者注、高級管理職給与表レベルⅡとは、各省の副長官級の給与で、2010年で基本給が年額179,700ドルである。（なお、以下の注もすべて訳者注である）

(2) 高級管理職給与表レベルⅢとは、各省の次官級の給与で、2010年で基本給が年額165,000ドルである。

(3) 一般職給与表の16級から18級は現在廃止され、合衆国法典第5編第5376条の註の規定に基づき定められる額とされる。

(4) 同上

(5) 専門家やコンサルタントの雇用に関する規定

(1) ホワイトハウス事務局については、現職の基本給で合衆国法典第5編第5313条に定める高級管理職給与表レベルⅡの日額に相当する額を超えない額

(2) (略)

第3109(b)条の規定にかかわらず、大統領が必要と認めたときは、同条に規定する専門家又はコンサルタントの臨時の役務を1年を超えて調達することができる。

(d) 毎会計年度、大統領は、次に掲げる事項に必要な額の合計額を支出する権限を有する。

(1) ホワイトハウスの大統領公邸の維持、管理、修繕、変更、改装、改善、空気調節、暖房及び照明（電気及び照明設備を含む。）

(2) ホワイトハウス事務局の公的な経費

(3) 大統領の公的な交際費

(4) 大統領行政府に配分される公的な交際費

(5) 大統領の出張に付随して政府関係者が公務のため出張する際に必要な経費

この項第(1)号、第(3)号及び第(5)号に規定する経費に対する支出の合計額は、他の法律の規定にかかわらず、大統領の決定によって使用することができる。当該額は、大統領の証明書のみにより報告しなければならない。ただし、当該支出について、会計検査院長は、第(1)号、第(3)号又は第(5)号の支出に関連する支出の確認を目的とする場合に限り、これに必要なすべての帳簿、文書、書類及び記録を検査することができる。（以下、略）

(e) 大統領の配偶者が大統領の責務の遂行について大統領を補佐する場合には、当該配偶者の大統領に対する補佐に関連して、この条に規定する大統領の補佐及び大統領に対する任

務を当該配偶者に対し提供することができる。大統領に配偶者がいない場合には、当該目的のため、当該補佐及び任務を大統領の家族で大統領の指定するものに対し提供することができる。

## 第106条 副大統領の補佐及び副大統領に対する任務

(略)

## 第107条 国内政策スタッフ<sup>(6)</sup>及び総務局の職員

(a) 国内政策スタッフ<sup>(7)</sup>がその所掌事務を遂行することができるようにするため、大統領（又はその指定する者）は、次の権限を有する。

(1) 政府の職員の雇用又は報酬について定めるその他の法律の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ定める員数及び額を超えない範囲内において当該区分の職員を任命し給与を定めること。

(A) 現職の基本給で合衆国法典第5編第5314条に定める高級管理職給与表レベルⅢを超えない額の給与を受ける者

6人

(B) 現職の基本給で合衆国法典第5編第5332条に定める一般職給与表18級<sup>(8)</sup>の最高額を超えない額の給与を受ける者

18人

(C) 現職の基本給で合衆国法典第5編第5332条に定める一般職給与表16級<sup>(9)</sup>の最低額を超えない額の給与を受ける者

大統領が相当と認める員数

(2) 歳出法の定め及び合衆国法典第5編第

(6) 現在の政策局

(7) 同上

(8) 前掲注(3)

(9) 同上

3109(b)条第1段及び第2段の規定により、現職の基本給で合衆国法典第5編第5314条に定める高級管理職給与表レベルⅢの日額に相当する額を超えない範囲内において、合衆国法典第5編第3109(b)条第1段及び第2段に規定する臨時又は非常勤の専門家及びコンサルタントの役務を調達すること。

(b)(1) 総務局がその所掌事務を遂行することができるようにするため、大統領（又はその指定する者）は、次の権限を有する。

(A) 政府の職員の雇用又は報酬について定めるその他の法律の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ定める員数及び額を超えない範囲内において当該区分の職員を任命し給与を定めること。

(i) 現職の基本給で合衆国法典第5編第5314条に定める高級管理職給与表レベルⅢを超えない給与を受ける者

5人

(ii) 現職の基本給で合衆国法典第5編第5332条に定める一般職給与表18級<sup>(10)</sup>の最高額を超えない額の給与を受ける者

5人

(B) 歳出法の定め及び合衆国法典第5編第3109(b)条第1段及び第2段の規定により、現職の基本給で合衆国法典第5編第5332条に定める一般職給与表18級<sup>(11)</sup>の最高額の日額に相当する額を超えない範囲内において、合衆国法典第5編第3109(b)条第1段及び第2段に規定する臨時又は非常勤の専門家及びコンサルタントの役務を調達すること。

(2) この項第(1)号に掲げる権限のほか、大統領

（又はその指定する者）は、合衆国法典第5編第3101条<sup>(12)</sup>及びその関連の規定により、総務局の職員を雇用する権限を有する。同条の規定に基づき雇用された者は、合衆国法典第3編第114条に定める制限に服するものとする。

(c) 毎会計年度、総務局及び国内政策スタッフ<sup>(13)</sup>の公的な支出に必要な金額を支出する権限を有する。

#### 第108条 予見し難い必要に応じた大統領の補佐

(a) 大統領は、その裁量により、個人的な必要及び合衆国法典第5編第3109(b)条に規定する任務、並びに関連する行政上の支出の必要を含めて、国益、国家安全保障又は国家の防衛を促進する予見し難い必要に応じ、政府の職員の雇用又は手当を規制し又は政府の予算の支出を規制する法律の規定にかかわらず、毎会計年度100万ドルを超えない金額を支出する権限を有する。

(b) (略)

(c) この条の規定により給与を受ける者は、合衆国法典第5編第5313条に定める高級管理職給与表レベルⅡを超える額の給与を受けてはならない。

#### 第109条 ホワイトハウスの大統領公邸内の公的財産及び大統領公邸に付属する公的財産 (略)

#### 第110条 ホワイトハウスの大統領公邸の家具 (略)

(10) 同上

(11) 同上

(12) 政府の職員の雇用に関する一般規定

(13) 前掲注(6)

## 第111条 副大統領の支出手当

(略)

## 第112条 行政府の省庁の職員の出向

連邦政府の行政府の省庁又は独立機関の長は、適時にその省庁又は機関の職員をホワイトハウス事務局、ホワイトハウス公邸、副大統領事務局、国内政策スタッフ<sup>(14)</sup>及び総務局に出向させることができる。職員の出向先の事務局等は、職員の出向元の省庁又は機関に対して、職員の出向後180暦日が経過した日の属する会計年度の期間について、次の各職員の給与を払い戻さなくてはならない。

- (1) 出向者
- (2) 出向者が出向元で現に従事していた事務又は出向がなければ従事すべき事務に従事する者

## 第113条 人事報告書

(略)

## 第114条 給与制限総則

この章の規定以外の法律の規定にかかわらず、ホワイトハウス事務局、ホワイトハウス公邸、国内政策スタッフ<sup>(15)</sup>若しくは総務局又は副大統領が本編第106条の規定に基づき任命した職員は、現職の基本給で合衆国法典第5編第5332条に定める一般職給与表16級<sup>(16)</sup>の最低額を超える額の給与を受けてはならない。

## 第115条 復員軍人の優先雇用

(略)

(ひろせ じゅんこ)

---

<sup>(14)</sup> 同上

<sup>(15)</sup> 同上

<sup>(16)</sup> 前掲注(3)

# ホワイトハウス医療改革室設置 大統領令第13507号

## Establishment of the White House Office of Health Reform Executive Order 13507 of April 8, 2009

海外立法情報課 廣瀬 淳子訳

アメリカ合衆国憲法と法律により大統領としての私に与えられた権限により、すべてのアメリカ人が利用しやすい額の負担で質の高い医療を受けられるようにするため、この大統領令を次のとおり制定する。

### 第1条 政策

医療制度改革は、わが政権の主要な目標である。医療制度は、深刻かつ広範な問題に直面している。医療を受けることは、高価で上昇を続ける費用のために制約されている。医療の質は、整合性がなく、我々市民の健康の増進と経済の安定に資するため、改善されることを必要とする。

### 第2条 設置

- (a) 大統領行政府に、ホワイトハウス医療改革室（以下「医療改革室」という。）を設置する。同室は、医療の利用、医療の質及び医療制度の持続可能性を改善しようとする連邦政府の包括的な努力に対して、政策、優先順位及び目的を明確にする際の、行政府に対するリーダーシップを発揮する。
- (b) 厚生長官は、法律の範囲内で厚生省（以下「HHS」という。）に、ホワイトハウスの医療改革室と緊密に協調する医療改革室を設置しなければならない。

### 第3条 所掌事務

医療改革室は、法律の範囲内で、主として次に掲げる事務をつかさどる。

- (a) 質が高く、入手可能で、かつ、利用しやすい医療サービスを提供し、その費用の増加を

防止するために、連邦政府の各省庁横断的に、政権の政策課題の策定に指導力を発揮し、調整をすること。ただし、国内政策会議、国家経済会議、経済諮問会議、行政管理予算局、厚生省、人事管理局その他医療改革室長が適切と認める行政府の省庁との政策形成の調整を含むものとする。

- (b) 連邦政府の政策決定及び施策（program）を確実に医療改革に関する大統領の目標と一致させるため、行政府の省庁と協働すること。
- (c) 医療改革に関する大統領の政策課題を連邦政府横断的に統合すること。
- (d) 医療制度の改善に関する大統領の目標に適合するように企画された施策（policy measures）の課題又は優先事項について、公衆、実証実験及び試験プロジェクト並びに官民連携から情報を収集するために行政府の省庁が実施する公衆への現場での活動を調整すること。
- (e) 大統領の関心、アイデア及び政策の代替案を、医療制度の強化、効率性の向上及び質の改善につなげること。
- (f) 医療の適用範囲の拡大、質及び効率性の向上、医療費の伸びの抑制のために、州、地方及びコミュニティの政策立案者及び公務員と協働すること。
- (g) 医療制度を改善することができる公的機関及び民間の組織を強化するために、大統領の優先課題のもとで戦略的な構想を策定し実施すること。
- (h) 効率的で質の高い医療の有効な供給の妨げとなる不要な立法、規制その他の官僚的な障

害を排除するために、連邦議会及び行政府の省庁と協働すること。

- (i) 大統領の優先する医療改革の課題の取組状況を監視すること。
- (j) 行政府をつうじて、政策立案担当者をして確実に大統領の優先する医療改革の課題に取り組ませるための支援をすること。

#### 第4条 運用

- (a) 医療改革室は、既存の委員会又は随時設置される委員会、特別対策本部又は省庁間組織と協働することができる。
- (b) 医療改革室には、医療改革室長（以下「室長」という。）の下に職員を置くものとする。医療改革室は、この大統領令を実施するために必要な職員その他の援助を得ることができる。
- (c) 行政府の各省庁は、室長の求めに応じ医療の利用及び質並びに医療制度の持続可能性を改善することについて医療改革室と協働するため、連絡担当者を指定しなければならない。
- (d) 行政府のすべての省庁は、医療改革室に協力し、同室に対し、その求めに応じ情報、支

援、援助を法律の範囲内で提供しなければならない。

#### 第5条 一般規定

- (a) この大統領令のいずれの規定も、次に掲げる権限を妨げその他これに影響を与えるものと解釈してはならない。
  - (i) 法律の定めるところにより、省若しくは庁又はその長の有する権限
  - (ii) 予算、行政管理又は立法の提案について行政管理予算局長の有する職権
- (b) この大統領令は、適用される法律と整合的なものとなるよう、歳出予算の範囲内において、実施されるものとする。
- (c) この大統領令は、実体的であるか手続的であるかを問わず、また、コモン・ロー又はエクイティによる実行が可能かを問わず、いかなる関係者の合衆国、その省、庁若しくは独立機関又はその職員、雇用者、代理人その他の者に対する権利又は便益も設定しようとするものではなく、また、現に設定しない。

（ひろせ じゅんこ）

# ホワイトハウス都市問題室設置 大統領令第13503号

## Establishment of the White House Office of Urban Affairs Executive Order 13503 of February 19, 2009

海外立法情報課 廣瀬 淳子訳

アメリカ合衆国憲法と法律により大統領としての私に与えられた権限により、都市部のアメリカに関する有効な戦略の策定及び実施について調整的かつ包括的取組みをするため、この大統領令を次のとおり制定する。

### 第1条 政策

アメリカ人の約80%は都市部に居住しており、都市部のコミュニティーの経済的健全性や社会的活力が、アメリカ人の繁栄や生活の質には非常に重要である。活力ある都市は、都市に集積する傾向がある事業、大学及び市民、文化、宗教その他の非営利団体によって技術革新、経済成長及び文化的な豊かさを数多く生み出す。わが国の都市部における賢明な投資及び開発を促進する将来の展望を踏まえた政策は、雇用や居住の機会を創出し、わが国の競争力、繁栄及び国力を向上させる。かつて、都市部の直面する課題や都市が影響を受ける多数の連邦の施策（programs）の調整には、十分な配慮がなされてこなかった。都市部のアメリカのための有効な戦略を策定し、行政府の多くの省庁の活動で都市生活に影響を与えるものを調整するためには、より包括的取組みを必要とする。

### 第2条 設置

大統領行政府に、ホワイトハウス都市問題室（以下「室」という。）を設置する。

### 第3条 所掌事務

室は、法律の範囲内で、主として次に掲げる事務をつかさどる。

(a) 行政府の省庁横断的に都市部のアメリカに

関する政策課題の設定について、指導力を発揮し、調整をすること。

(b) 都市政策をあらゆる側面から調整すること。

(c) 行政府の省庁をして都市部におけるその活動の潜在的な影響を確実かつ適切に考慮させるため、当該省庁と協働すること。

(d) 都市部を対象とする連邦政府の予算が、最も効果の高い施策に有効に確実に使用されるようにするために、行政管理予算局を含む行政府の省庁と協働すること。

(e) 包括的な都市政策を策定するための助言の提供及び連邦の施策の実行が確実にその政策の目的の達成を推進するように、州及び地方政府の公務員、非営利組織及び民間セクターと協力して現場での活動に携わり、これらと緊密に協働すること。

### 第4条 調整

室は、その所掌事務を遂行する際に、次に掲げる機関その他これに関連する行政府の省及び庁並びに大統領行政府の局及び諮問委員会と緊密に協働しなければならない。

(a) 財務省

(b) 司法省

(c) 商務省

(d) 労働省

(e) 厚生省

(f) 住宅都市開発省

(g) 運輸省

(h) エネルギー省

(i) 教育省

(j) 環境保護庁

## 第5条 運用

- (a) 室は、既存の委員会又は随時設置される委員会、特別対策本部又は省庁間組織と協働することができる。
- (b) 室には、大統領副補佐官兼都市問題室長（以下「室長」という。）の下に職員を置くものとする。室長は、省庁間問題・渉外担当大統領補佐官及び国内政策担当大統領補佐官の双方に対して報告をしなければならない。室は、この大統領令を実施するため必要な職員

その他の援助を得ることができる。

- (c) 行政府のすべての省庁は、室に協力し、同室に対し、室長の求めに応じ情報、支援、援助を法律の範囲内において提供しなければならない。

## 第6条 一般規定

（略）

（ひろせ じゅんこ）